

岩国領における町人勤功

——柳井津町小田家の場合——

小山 良昌

山口県の近世町方の研究は在方の研究に比べ、従来必ずしも活発であったとは云えず、特に商業史についての研究は、今年で第30号を数える機関誌山口県地方史研究においてさえ二三の研究成果を見るにすぎない。成果の少ない理由として、現存する商家文書が在方文書の残存状況に比べて乏しいこと、公機関に収蔵されている文書が割合少なく、研究者の目に触れ難いことなどが挙げられよう。以下県内の代表的商家文書を列記してみる。

塩屋家文書（岩国町商人） 岩国市棟安氏所蔵

岩国領における町人勤功（小山）

兄部家文書（周防国合物商長職） 防府市兄部氏所蔵

安部家文書（山口町大年寄格） 山口県文書館所蔵

白石家文書（豊浦郡竹崎浦商人） 長府博物館所蔵

熊谷家文書（秋藩御用達商人） 萩市熊谷氏所蔵

杵屋家文書 山口大学農学部所蔵

また庄屋文書中に見える商業史料としては

豊浦郡豊田町中野家文書（大庄屋役、藤長交易文書）

熊毛郡上関町吉崎家文書（浦庄屋役、酒、織物問屋）

などの諸家の文書を挙げることができる。

この程、柳井市金屋町の小田善一郎氏所蔵、小田家文

書が当館へ寄託された。

小田家の所在地柳井津町は藩政時代には岩国領に属し城下町岩国に対する商業都市柳井津として栄えた。柳井商人はその商取引のために東は授津大坂、西は中南九州付近まで出かけ、その商圏は東は岩国、西は光・徳山、北は伊陸、玖珂をも含む広い範囲に及び、油、木綿、織物、など当時の日用品の集散地として、又城下町岩国の経済的拠点として県内では最も繁栄した。

小田家はその商都柳井津町で大年寄格を代々勤めた代表的な商人として存立し、明治期以降には町長、衆議院議員にも選せられた家柄である。その旧宅は元禄十四年（1701）に建立されたもので、県下の民家では正確な建立年代のわかる最古のものと云われ、また蔵屋敷の建築技術は保存の良い点と共に関西随一と云われている。

小田家略系によると、元来柳井市新庄村在住庄屋役の小田家の出自である。左衛門清信の次男善四郎清次代（享保十九年卒）に柳井津金屋町へ分家独立、以来新庄村の「在方の小田」に対する「町方の小田」として商業に

従事、初期には反物、打綿、菅笠などの商売を営み、三百石積船二艘仕立てで遠く日向、肥後国までも商取引に乗り出し、二代目善四郎宣敬代（安永二年卒）には四十五石積船を十艘位に増し反物・打綿などをもって五島付近に出かけ、一方大坂との間では油の取引を始める。三代善四郎宣照代（天明元年卒）には五十石と百二十五石積船を五十艘ばかりに増し、商取引も最盛期を迎えている。油板場も二面木から四面木へと拡張。

四代六左衛門寅嵩代（文化九年卒）主取引先の五島付近が数年来の不漁統きのため、經營規模の縮少を余儀なくされ、船数も八艘に縮少、その反面、家屋敷の購入、出店の普請、隣附商売を始め、油板場も二面木増の六面木となし、油商としての性格を次第に強めている。

（文化三年藩命により、柳井商人に命じて領内の菜種油の増産と領民の節油による剩余油を積極的に大坂、灘、兵庫方面へ交易品として移出させる政策を打ち出しているが、丁度四代目六左衛門代がこの時期に当っている）

この間における小田家の商家的性格は富の蓄積と共に

次第に変化して地主的性格、御用商人的性格、塩田地主的性格、貸家地主的性格をそれぞれ加味し、多角的な経営にのり出している事がその史料からうかがえる。一方領主に対しては度重なる多大の献金を行ない、士格に取り立てられ、最終的には大組昇進を果している。階級制度の厳しい藩政期に商人階級から士族階級に、しかも上級士族に昇進した事は異例の勤功と云うべきであろう。

小田家文書は大別次の七区分に分類できる。

- ①勤功書及び奉書類
- ②棚卸帳 文化十一年～明治三十四年まで
- ③下札帳、下札差引帳 文化七年～幕末まで
- ④塩田関係史料 幕末～明治期
- ⑤大福帳など金銭出納帳簿
- ⑥毛利家史料編纂所の編纂物写
- ⑦書籍

以上の内から当稿では、①に当る小田家の勤功書、奉書類をとり挙げて史料紹介を行なう。小田家の藩に対する勤功及び飢饉・災難時における施米などの救済活動、そ

れに対する藩の小田家に対する優遇策、懷柔策ともいえる奉書類を並置して紹介を行なうこととする。

尚史料紹介にあたり先ず奉書部に当る文書を挙げ、次にその奉書の下付理由とも云うべき文書を「」でくくつて挙げた。筆者の気付は（）でくくり隨時挿入し、解説不能の箇所は□で明示した。

室屋 善四郎

右御差支付過分之員數御馳走申上度との趣印封を以申出寄特事候、兼あは御入用之御心當こあ触方被仰付候へとも又御吟味之廉も候る先不被召あも当前相済候然上へ一向ニ可被差戻候へ共左様ニ候るハ其志空敷相成候様ニも可存儀候、因茲神妙之志ニ対し一応被召上候沙汰ニ被仰付印封之員數改る被下置候、尤以來御心當有之候節は被召上候様ニも可有之候事

〔宝曆三酉年〕西ノ十二月

も差上度之段印封を以申出候節御奉書頂戴被仰付候

写

」

右此度御當用銀過分之員數差上神妙之事候、且平日御

用立候趣も有之、彼是ニ被為対儀子拾荷宛家筋永代被下置候事

（明和三年十月）

柳井津年寄 小田善四郎

「明和三年丙戌ノ春、御手伝ニ付銀子御入用筋にて御領内ニ御當用銀被仰付候、当町御支配所小河内太左衛門様御手子小川清助様中村平左衛門様四月廿日町中寄人數ニテ御支配所ニ被召出、高下之員數銘く

ニ切紙ニテ被仰付候、即手元へ銀拾五貫目被仰付候

右被仰渡之趣は此度御手伝大麥銀御入前誠浮沈之壞

程之義と被仰聞候、夫より五月六日早朝只今より上

納仕様ニテの御事、手元商売向止メニテも納由様ニ

との御急きニ付早速納初メ追ミ上納、都合五度ニ同廿四日迄右之辻納申候、御請書一通御勘定より被遣

正月十五日ニ御渡し被成候

（明和三年十一月廿日）

柳井津町 小田善四郎

此者事町年寄相勤役座之出仕は致候得共、今般儀子永代被下置候付るは為冥加家筋出仕被仰付被下候様ニト願出候、此度家筋ニ之御仕成も被仰付候者之儀ニ候故

永代出仕願之通可被仰付との御事

右之通候条此段可有御申聞候 以上

（明和三年十一月廿日）

家筋御出仕申上度願書、明和三年戊十月廿日差出シ

申候處願之通戌十二月廿日被仰付候、尤御書附は亥

正月十五日ニ御渡し被成候

4

亥正月十五日

小田善四郎

右今般御當用銀被仰付候処、過分之員數御馳走ニ差上神妙之事候、依之下地被下置候儀子ニ此度四拾五荷相增五拾五荷宛家筋永代被下置候事

（安永二年四月）

安永二巳四月

柳井津 小田善四郎

日上切御受可被成との趣ニテ尤上納所ハ当暮迄ハ差

出様ニテの御仰渡候、而其後四月六日御支配所ニ御召出ニテ別紙之通白紙御奉書ヲ以下地被下置候儀子ニ此度相増五拾五荷宛家筋永代ニ被仰付難有頂戴仕罷戻リ申候

（安永二年癸巳九月）

安永二巳四月

柳井津 小田善四郎

右町年寄役十ヶ年貞実ニ相勤別ニ令苦勞候、且別段御

用立候趣ニ付あは時ニ御仕成をも被仰付候ヘ共、猶又

此度退役之折柄彼是ニ對シ身柄一代名字唱被差免候事

（安永二年癸巳九月）

「町年寄役御断書癸巳五月十四日ニ差出シ申候処、

下置候事夫ニ印封御渡シ被成候、尤其余ニ差出候へは廉有御仕成ニモ可被仰付との御事候、猶表ハ支配

所ニ返答可申出との御事候ニ罷戻り封ひらき申候処、

銀仰山被仰付候故あまり大遍成故御支配所ニ御断申出五拾五貫匁御馳走ニ切ニ申出候へは、閏三月十八

書名字唱被仰付候

（安永二年癸巳九月十八日）

（安永二年癸巳九月十八日）

6

小田善四郎

(天明元) 五月十一月

右去ル辰年御当用被仰付候處過分之員數速ニ差上、右
ニ付あは御仕成迄も被仰付置候處、此度御吟味も有之
右之銀子被差返候、然といへとも御時節柄相考大銀上
ヶ切仕度段申出候筋甚神妙之志ニ対シ、此度御称美と
して名字唱永代ニ被仰付候事

(安永六年乙酉七月)

「酉七月十七日御支配所ニ御呼出シニて、此度御吟

味ヲ以辰年之御当用銀悉御下ケ被成候、然といへど
も大銀上切御馳走ニ申出候段ニ付あ、為御称美永代
名字唱家筋被仰付候事被仰聞候條難有御奉書頂戴仕

候

安永六年乙酉七月十七日

右去ル戌年水麥之砌疊百八拾八枚差上度段願出其分御

7(イ)

小田政太郎

右去ル戌年日光御手伝、翌亥年御内用筋ニ付両度及び
身柄よりも過分之御当用銀差出神妙之事候、此段可被

申聞候事

候得との事

(天明三) 卯ノ十二月

小田六左衛門

右去ル戌年水麥之砌疊百八拾八枚差上度段願出其分御
引請被仰付候、至る御差支之御時節柄右躰之志別の神
妙之至候、何分御仕成之御吟味も可有之候へとも重キ
御儉約中故格別之御吟味も難被仰付、此段能ニ遂挨拶

8

候得との事

(天明三) 卯ノ十二月

小田六左衛門

右去ル戌年水麥之砌疊百八拾八枚差上度段願出其分御
引請被仰付候、至る御差支之御時節柄右躰之志別の神
妙之至候、何分御仕成之御吟味も可有之候へとも重キ
御儉約中故格別之御吟味も難被仰付、此段能ニ遂挨拶

9

「 覚

一水麥時分疊百八十八枚

壱枚ニ附十一匁沙汰ニノ 代七六錢武貫六十八匁

手元之分百八十枚 新宅分八枚

メ 百八十八枚 右之辻指上申候

安永七年戊戌閏七月ニ御馳走ニ申出候處追て天明三

癸卯二月ニ如斯御奉書頂戴仕候

(天明三) 申十二月

小田六左衛門

右去ル戌年水麥之砌疊百八拾八枚差上度段願出其分御
引請被仰付候、至る御差支之御時節柄右躰之志別の神
妙之至候、何分御仕成之御吟味も可有之候へとも重キ
御儉約中故格別之御吟味も難被仰付、此段能ニ遂挨拶

10

柳井津町 小田六左衛門

右去ル戌年水麥之砌疊百八拾八枚差上度段願出其分御
引請被仰付候、至る御差支之御時節柄右躰之志別の神
妙之至候、何分御仕成之御吟味も可有之候へとも重キ
御儉約中故格別之御吟味も難被仰付、此段能ニ遂挨拶

11(イ)

「當所御支配所佐伯源左衛門様御役中閑東川之御手
伝ニ付、御当用銀差出候様ニと去未春御内福御座候
ニ付、白銀三拾貫目印封を以差上申候、依之御称美御仕成トノ前度より被下置候五人扶持ニ六人扶持被
差加、都合拾壱人扶持死永代被下置、猶帶刀御免之
上只紋上下二具被遣候旨白紙御奉書頂戴仕候

天明八年戊申十二月 日

当春難波之者ニ給扶助候處、大晦日ニ御支配所ニ御
呼出し御挨拶之上御奉書頂戴仕候

天明三年癸卯十二月晦日

柳井津町 小田六左衛門

右去ル子年江戸御屋敷御類焼ニ付御当用銀差出、其後

岩国領における町人勤功（小山）

も御要用方御差支ニ付猶又御當用之儀一統移り相被仰付、兩度ニ及過分之員數御用立候段神妙之事候、殊ニ先年已來度々大銀差出抜群御用立候趣ニ被為対家筋士格ニ被仰付御藏元附ニ被仰付候、猶此度五人扶持被下是迄之御扶持方引合拾六人扶持宛被下置候事

卯^{寛政七年五月}

(四) 小田六左衛門

此度士格御藏元附ニ被仰付候は本人家内迄諸士之形ニ取扱被仰付候、尤年始出仕之儀は懸形正月九日出仕

歳暮は諸士同日ニ出仕被仰付候事

一身柄諸願諸触等之儀は勿論御藏元直達之事

一柳井津町住居之儀は懸形ニ被仰付候間、町方ニおるてハ全ク出店之心得ニあ諸事町筋之支配を請、是迄

之通商売向取続候様可仕事

(五) 覚

一金子	五十両	寛政五年八月廿七日上納
一同	七十両	同 壽九月晦日上納
一同	八十両	十月廿六日上納

一金子

五十

両

寛政

五

年

八

月

廿

七

日

上

納

一金子

七

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

同

八

十

両

候様被仰付其旨奉畏候、平生浅屋三郎兵衛方にて三拾貫目、遠崎溝屋茂右衛門方にて拾五貫目、残五貫目七人わりんこノ差出都合右之辻御用立申候、然処西暮ニ平生遠崎分元利御拵方御下シ被遣候、残五貫目□にて戌暮元利御下シ被遣候、右夫ミノ返済相済申候、右段ミ致出精御拝美依る右七人岩国御客屋へ被召出自紙半切御書附、尚同所おいて御料理被仰付其上上下一具料として金武百足頂戴仕候

享和二戌ノ十二月也

」

13 (4) 小田六左衛門

右御仕組ニ付御時節柄相考出銀仕御用立候段甚神妙之事候、依之此度御取立御手廻組ニ被成御付年ミ儀子八荷被下、下地御扶持方引合拾六人扶持儀子八荷ニ被仰付候事

亥閏正月

小田六左衛門

(ロ) 此度御手廻組被仰付候も懸形柳井津町住居不苦候、

右御差支ニ付過分之員數御馳走申上度との趣印封を以申出寄特之事ニ候、兼ぬは御入用之御心當ニ^(享和三)あつて方被仰付候得共又御吟味之廉も候も先不被召上^(候脱カ)るもの当前相濟候、然上ハ一向ニ可被差戻候得共左様ニ候あは其志

文藏名前差上候

室屋 善四郎

14

空敷相成候様ニモ可存儀候、因茲神妙之志ニ対し一応被召上候沙汰ニ被仰付印封之員數改め被下置候、尤以來御心當有之節ハ被召上候様ニモ可有之候事

西化十九
西十二月日

御当借御藏元より印封被仰付、白銀武十貫目ニ御断差出し其分御聞済相成上納

右為御挨拶丹後嶋武反被遣候

此武十貫目 文政七申年 半方

同十一子年 半方

△御下ケ銀被仰付候

」

15

室屋 善四郎

小田六左衛門

右去ル酉ノ春馬皿新川土手追ミ手薄相成候ニ付上置被仰付候処、積高武千八百六人役之内半方は於地下ニ相

調度段申談、此者義も百廿人役丈ヶ差出堅固ニ相調候段神妙之至ニ候、依之挨拶被仰付候事

(文政元寅九月)

「一白銀拾五貫目 文政九丙戌年

(表書) 文政元寅九月十七日馬皿新川土

手上置御馳走御挨拶

御当借兩御藏元ニ印封を以被仰付、其旨御請申上候文政九戌正月上納仕候、同九月十七日左之通被仰渡右文政十三寅年御下銀被仰付候、為此挨拶上下武具被遣候

」

一白銀三拾貫目 文政三辰年

岩国領における町人勤功（小山）

尤町方ニおるてハ全く出店之心得ニあ諸事町筋之支配を請、是迄之通商売向をも取続可然候事

一遠在住居ニ付節朔出仕は除キニ被仰付候、尤御当地

罷出居候節は時ニ組筋ニ相届出仕致候も不苦候事

(享和三年)

(ハ) 「右御仕組ニ付御馳走銀差上候、為御仕成是迄之拾六人扶持ヘ儀子八荷相増尚御取立御手廻組ニ被成御附候、白紙御奉書岩国本家目加田氏より御支配所便

ニ御頼を被成候、二月朔日難有頂戴仕候、当所御支配所黒川清兵衛殿、御手子河上助右衛門、佐伯守助

御役中員數七六錢拾貫目辻尤高武拾貫目處内拾貫目

尤町方ニおるてハ全く出店之心得ニあ諸事町筋之支配を請、是迄之通商売向をも取続可然候事

一遠在住居ニ付節朔出仕は除キニ被仰付候、尤御当地

罷出居候節は時ニ組筋ニ相届出仕致候も不苦候事

(享和三年)

小田六左衛門

妙之事候、依之御称美之挨拶被仰付候事
天保六年
 未十二月

右先般上野御普請御用被蒙仰候處、御要用方御差支
 付御當用差上度趣印封を以申出其分上納被仰付候、當時一統困窮之中御時節柄相弁貯物差出御用立候段別
 神妙ニ被思召候、依之壱人扶持相増下地引合十七人扶持ニ被仰付候との御事

天保四年
 一月

「右上野御普請付御馳走銀七六（錢）五貫目差上候、為御仕成是迄之拾六人扶持へ壱人扶持相増十七人扶持午之正月ヨリ御下ヶ米有之、御奉書岩国秋本甚五郎相頼遣シ十一月手元へ送り参り難有頂戴仕候」

柳井津町 室屋 善四郎

此もの事去年小百姓共過劣方及難儀候者も有之候處、御弘米願卸シ是を基として町家富有之もの出米等取合割下之直段を以町会所こおるて売渡、猶粥焚出いたし、在町内亘り多人数之飢難を救ひ候之筋ニ付あひ、一統差支之中多分之出米致候段相聞志神

天保九年正月
 口
 古開作村町組 室屋 善四郎

柳井津 室屋 善四郎

此もの事去年飢難之者段々有之候處、町中申合多分之出来致シ扶助せしめ候段相聞、當時一統困窮之中甚以寄特之至神妙之事候、依之挨拶申付候事

此もの事去年小百姓共過劣方及難儀候者も有之候處、令扶助飢難を救ひ候段相聞一統差支之中甚神妙之事候、依之御称美之挨拶被仰付候事
天保九年正月
 小田孝十郎

「
 （表書）
 天保八酉ノ春、大飢饉ニ付扶助米出し候付、同九年
 戊春御支配所ニ御呼出シニテ御称美之御挨拶有之
 古開作町組之所は室屋茂兵衛役中」

右今般甲州川之御普請御用被蒙仰候處、御要用方御差支ニ付御當用差上度趣印封を以申出其分上納被仰付候、當時一統困窮之中御時節柄相弁貯物差出御用立候段別
 神妙被思召候、依之壱人扶持相増下地引合拾八人扶持ニ被仰付候との御事
天保九年正月
 小田孝十郎

「右江戸御本丸焼失ニ付御普請之御馳走銀被差上候付、御領内御家中一統御馳走差上、手元ヨリ七六錢國札拾貫目印封ニシテ差出、為御仕成下地十八人扶持此度武人扶持相増都合廿人扶持ニ被仰付候、午ノ正月より御下米被仰付御奉書岩国秋本三郎左衛門名代ニノ頂戴仕候」

小田六左衛門

右今般甲州川之御普請御用被蒙仰候處、御要用方御差支ニ付御當用差上度趣印封を以申出其分上納被仰付候、當時一統困窮之中御時節柄相弁貯物差出御用立候段別
 神妙被思召候、依之壱人扶持相増下地引合拾八人扶持ニ被仰付候との御事
天保九年正月
 小田孝十郎

「右甲州川之御普請付、御馳走銀七六錢五貫目差上候為御仕成是迄之拾七人扶持へ壱人扶持相増十八人扶持ニ被仰付候との御事
天保九年正月
 小田六左衛門

「右甲州川之御普請付、御馳走銀七六錢五貫目差上候為御仕成是迄之拾七人扶持へ壱人扶持相増十八人扶持ニ被仰付候との御事
天保九年正月
 小田六左衛門

岩国領における町人勤功（小山）

右今般大坂御城御修復御用被蒙仰候ニ付あへ、御時節柄相弁御當用銀差上御用立候段別る神妙被思召候、依之四人扶持相増下地引合武拾四人扶持被下置候との御事

酉三月

「嘉永二年己酉正月廿四日、大坂御城御修復御用被蒙仰候ニ付御當用銀国札貳拾貫目差上、為御仕成御扶持四人增被仰付候御奉書頂戴仕候」

24

右去戌秋凶作ニ付るは飢難者段々有之候処、米銀差出扶助せしめ候段相聞甚以奇特之至神妙之事候、依之榜地壺反被下置候との御事

五
四
月

嘉永三戌ノ八月七日大風ニ付稻作大損事、誠ニ古今
ニ無是惡風ニ御座候、加調米ハ勿論御年貢等も無是
候得共御檢見ニ出シ不申様御藏元より内ニ御申聞

小田六左衛門
飢難者段々有之候處、米銀差出
以奇特之至神妙之事候、依之袴
月ニ御組頭香川甚右衛門殿方より
之御奉書頂戴仕候

右今般異国船警衛御手当ニ付御馳走被成御請候、付あ
は御時節柄相弁御當用銀差上御用立候段別ある神妙ニ被
思召候、依之式人扶持相増下地引合式拾六人扶持ニ被
仰付との御事

寅二

一
覺

御當用銀二ノ金子百拾壱両納方仕候、嘉永六丑ノ十二月ニ納申候、御仕成之儀ハ同七寅二月四日御組頭香川忠右衛門殿より御呼出しこ付吉田小八郎名代ニ相願御組へ被出、右御奉書御受仕申候、御扶持武人増下地引合廿六人ニ相成申候

26

戸式拾九歩共ニ一円御免地ニ被仰付候との御事
方延元
申十二月

上納辻相調候段全心得宜故之儀神妙之事、依之持懸御
扶持之外三代之間式人扶持被下置候との御事
(安政二)

一

嘉永三年辰ノ八月廿七日ノ辰巳作刀ノ日生御本貢之
少しも無御座候、附て御検見申出候得共相叶不申無
拠赤手形俵七六（錢）八十目余ニ買方仕無滞相納申
候、然ニ当卯ノ八月迄六ヶ年間何之御縮りも無御座

岩国領における町人勤功（小山）

28

室屋善四郎義町願之事

右近年米穀高直之折柄多分之致出米難消者今扶助傾段

—
○
—

相聞、甚以奇特之到神妙之事候、依之挨拶被仰付候との御事
の御事
(文久三年戊七月)

「万延元申冬より酉春至

り米高直ニ相成難渋者多
有之付町役座心配有之、
難渋者へかゆ又ヘニワリ
下ケ米等出米致候付御書
付頂戴仕候」

29(イ) 小田六左衛門

右近年来武備之御手當不一

通事ニ候處、御時節柄相弁

大砲致獻納候段別ニ神妙被

思召候、依之下地被下候御

扶持之内六人扶持を式拾石

之高ニ直シ大組附ニ昇進、

猶三代之間被下候式人扶持

を残御扶持ニ引詰廿式人扶

持ニ被仰付候との御事
(元治元年九月)

「 覚

近年異船渡來之趣ニ付、都ニ非常之節御守衛之御手
當被仰達奉畏候、然ニ私父祖累代町住居ニム家治本

躰ニ仕来り、殊ニ老躰ニ罷成廉立候御奉公も不得仕

甚以奉恐入候、就ムは御高恩為真加之少分之義ニ御

座候得共大砲六本度三挺御獻上仕度奉存候間、何卒

御請被仰付被遣候ハニ難有仕合ニ奉存候、此段御免

被仰付被遣候様ニ奉願上候已上

30(イ) 小田六左衛門

本文御願申上候通大砲六本度三挺御請被仰付被遣候

ハニ難有仕合奉存候、就ムハニ鑄造方於下地ニ調方不

案内之義ニ御座候ヘニ乍恐右為代銀

一金四百五拾両

右差上度奉存候間、何卒其分御免被仰付被遣候様ニ

奉願上候已上

(文久二年八月) 小田六左衛門

(イ) 小田六左衛門様

三戸久闊

此度為冥加大炮六斤三挺獻上仕度委曲御願出之趣遂御

沙汰候ニ付、其分御引立被仰付候間此段貴様御承知候

様ニ存候 以上

(文久二年八月十日)

小田六左衛門

(マ) 鑄造向不案内之儀代銀を以上納仕度段申出之趣、
其分被仰付候間此段も貴様御承知候様存候以上

31(イ) 小田六左衛門

右御物入之御時節柄相考、多分ニ御當用銀差出候段別

ニ神妙被思召候、依之御羽織一小袴地一拜領被仰付、

猶知高之外暮ニ銀六拾枚宛被下置候との御事

(文久二年十一月)

「 覚

一金 千両

右之員數獻上仕度來卯

正月晦日限上納可仕候

以上

(文久二年十一月二日)

小田六左衛門

右之通印封ニノ願書一

同証人役佐藤泰方迄出

込仕候

」

「 覚

文久四年二月五日、七六錢武貫目御上納ニ付御奉

書頂戴仕候

小田峯三郎」

岩国領における町人勤功（小山）

32

小田六左衛門

一〇三

右先般御暫借被仰懸候付るは御時節柄相考貯物差出御

用立加之、去冬以来米穀高直ニ付るは救助米買入令出

銀難済者致扶助候段相聞、彼是奇特之持方別ある神妙被

思召候、依之知高之外暮々金千五百疋宛被下置候との

御事

午^(明治三)十一月

「 覚

明治元年辰ノ九月十四日御當用國札拾貰目差上申候

且又明治三年午春米俵五百目ニ相成難済者多分有之

付、町役人心配ニあ会所ニをいて相場より二割下ヶ

こノ米賣方致シ損銀町中より出銀、手元より札三貫

目出銀致し申候ニ付、当明治三年十一月十八日御奉

書頂戴仕候、御仕成暮々金千五百疋宛御下ヶ被仰付

候

33

小田六左衛門

其方事先年致獻金候砌預り手形引渡置候処、此度吟味

を以右手形引揚申付候、依之為挨拶目録之通下賜候事

(明治四年未十二月九日)

「(目録)

屏風 一双

茶碗 一箱

真飴 馬具